

第十一回特別弔慰金のお知らせ

市では、戦没者等(軍人軍属としての在職期間中、または準軍属としての公務上の傷病、または勤務に関連した傷病が原因で亡くなられた方)の遺族に対する特別弔慰金(第十一回特別弔慰金)の請求を受け付けています。

■請求期限 令和5年3月31日
※請求期限を過ぎると第十一回特別弔慰金を受けることができなくなりますので、ご注意ください。

■支給内容
額面25万円、5年償還の記名国債

■支給対象者
令和2年4月1日時点で、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受ける方(戦没者等の妻や父母など)がいない場合に、右記の順番による先順位の遺族一人に支給されます。

※請求先・お問い合わせは、福祉事務所 地域福祉支援係(市役所1階 ☎880-6566)まで

支給対象者の優先順位

- 戦没者等の死亡当時の遺族で
1. 令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
2. 戦没者等の子
3. 戦没者等の①父母、②孫、③祖父母、④兄弟姉妹
※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していることなどの要件を満たしているかどうかにより、①~④の順番が入れ替わります。
4. 上記1~3以外の戦没者等の三親等内の親族(甥、姪など)
※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

親子クイズ 575

Q 次の①~⑥は日本の珍しい名前(姓)ですが、何と読むでしょうか。それぞれ下の選択肢から選んでください。

- ①四月一日 ②八月一日 ③小鳥遊
④百日鬼 ⑤四十八願 ⑥栗花落

- Ⓐつゆり Ⓑわたぬき
Ⓒどうめき Ⓓたかなし
Ⓔほずみ Ⓕよいなら

■応募締切/4月9日(木)必着
■あて先/〒783-8501
南国市大浦甲2301
南国市企画課「親子クイズ係」
*はがきで応募
■賞品/正解者の中から抽選で、5名に図書カード(1,000円)を贈呈

★応募総数/25通 ★正解率/68%

親子クイズは、広報委員が毎月順番に考えています。

【第574回解答】

- ①プロキオン
②カペラ
③アルデバラン

【第574回当選者】

- 高橋 崇之 (大浦甲)
式地 幹幸 (岡豊町)
小松 豪 (比江)
松下 清心 (浜改田)
永野 聡子 (高知市)

市民からのお便り

(親子クイズ)冬の星空がきれいというので調べながら夜空を見上げました。クイズのおかげで得をした気持ちになりました。

市民からのお便り

(親子クイズ)今回のクイズは難しかったです。正解の自信はありませんが、毎月どんなクイズが出題されているか広報を開くのが楽しみです。

知って得する国民年金

国民年金保険料の納付期限は、翌月の末日です。忘れず納めましょう。

◆令和2年度国民年金保険料が決定しました

第1号被保険者の保険料は定額制です。令和2年度は月額16,540円です。

◆納付書による前納割引があります

国民年金保険料を納付書により納付する場合、一定期間まとめて納めると保険料が割引となる「前納」という制度があります。

- 2年前納(令和2年4月~令和4年3月分)
383,210円(毎月納める場合より14,590円の割引)
○1年前納(令和2年4月~令和3年3月分)
194,960円(毎月納める場合より3,520円の割引)
○6ヶ月前納(令和2年4月~令和2年9月分、令和2年10月~令和3年3月分)
98,430円(毎月納める場合より810円の割引)

※前納を希望する月の月末が納付期限となります。(土、日、祝日の場合は翌営業日)
※過ぎてしまった月の保険料をまとめて納付しても割引は適用されません。
※30万円を超える納付書はコンビニエンスストアでは利用できませんので、金融機関でお支払いいただくこととなります。
※前納をされる場合は、専用の納付書が必要になります。納付期限がありますので、お早めに年金事務所までご連絡ください。

■問い合わせ 南国年金事務所 ☎864-1111(自動音声案内に従って②→②と押すと、国民年金課に繋がります。)
市民課年金係 ☎880-6555

ふれあひしながこ 106 人権学習シリーズ

LGBT

アメリカ大統領選挙で、二大政党の一つである民主党の候補者の一人の男性の伴侶が同性であるとして話題となっています。日本でも「LGBT」という言葉を見たり聞いたりすることが増えてきました。Lはレズビアン(女性同性愛者)、Gはゲイ(男性同性愛者)、Bはバイセクシャル(性別越境者)、Tはトランスジェンダー(性別越境者)、これら英語の頭文字を繋げた言葉がLGBTで、性的少数者と称されることもあります。少数者とはいえ、実は人口の8.9%(*、11人に1人、とかなり多くを占めています。
そういう特性がなせ生じるのかについてはまだはっきりとしたことは分かっていません。また、性的指向性は、自分の意思でコントロールできることではありません。特に私たちが考えなければいけないことは、こうした性的指向性は生まれたときに分かるわけではなく、思春期に自分で気がつくことが多いということです。しかも、そうした子ども達の中にはLGBTについて知識を十分に持たない場合もあり、家族や周りの人々と違うことに不安を持ち、しかも、その内容を家族にさえ相談できない場合が多いと言われています。また、学校で仲間外れにされている、

と感じたり、言葉等のいじめを受ける子どもも多いと報告されています。不登校になる子どもも多く、中には自殺を考えたり、凶ろうとした事例さえあるそうです。
テレビドラマ、ニュース、街角等でLGBTという言葉を見かけることが多くなりました。ですが、周囲の無理解や偏見、差別等がなくなっているわけではありません。私たちは色々な偏見や差別をなくし、皆が自分らしく生きていける社会を目指し、少しずつ努力を積み重ねてきました。けれど、LGBTの人々への視線を顧み、反省し、共に生きていく社会を目指す取り組みはこれからのようです。
学校生活の中や、社会に出てからも、色々な課題があると思いますが、思春期の子どもが性的指向のことでいじめられたり、途方にくれることが少しでも減るように、大人が環境を整えることも大切ではないでしょうか。そう思う人が少しでも増えること、悩む子どもも減っていくのではないかと思います。
※電通ダイバーシティ・ラボ
2018年調査
■問い合わせ
人権啓発広報委員会
☎880-6569